

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

第Ⅱ編で算定したフロン類の算定漏えい量は、フロン排出抑制法に基づいて事業所管大臣に報告することとなります。

第Ⅲ編では、1章で報告書等の提出方法の概要を、2章で電子報告による提出の場合の方法を、3章で書面による提出の場合の方法を、4章で磁気ディスクによる提出の場合の方法を、5章で報告書等の提出先を、それぞれ解説しています。

1. 報告書等の提出方法

フロン類算定漏えい量の報告を行う事業者は、以下に従ってフロン類算定漏えい量等の報告書等の提出を行います。

(1) 提出期間

毎年4月1日から7月31日までに報告書等を提出します。なお、提出する報告書に記入する算定漏えい量は前年度の算定漏えい量が対象です。

(2) 提出先

報告書等は、算定の対象となる事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-43 ページ参照）へ提出します。事業者が2つ以上の事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する省庁の窓口すべてに同一の報告書等を提出してください。

なお、事業所管省庁の窓口へ提出された情報は、事業者の主たる事業を所管する事業所管大臣によりとりまとめられ、環境大臣及び経済産業大臣へ通知されます。

(3) 提出方法の選択

フロン類算定漏えい量等の報告は、以下の①～③の方法から選択することができます。なお、可能な限り①電子報告により提出してください。

提出方法ごとの提出物及び提出物の記入要領は、①については「2.電子報告による提出」（Ⅲ-3 ページ）を、②については「3.書面による提出」（Ⅲ-10 ページ）を、③については「4.磁気ディスクによる提出」（Ⅲ-35 ページ）をそれぞれご参照ください。

- ① 電子報告による提出
- ② 書面による提出
- ③ 磁気ディスク（コンパクト・ディスク（CD）等）による提出

(4) 提出に関する留意事項

① 提出物の保管

事業所管省庁窓口において受理された後も、国による集計・公表までの間、行政側から報告内容等について問合せをさせていただくことがありますので、報告書等は必ず控えをとり、算定漏えい量の算定に関する資料とともに保管しておいてください。

② 報告事項等の記入について

報告書等の作成に際しては、誤りのないようご注意ください。また、報告書の提出前に「提出前のチェックシート」(Ⅳ-102 ページ参照)で記入事項の最終チェックを行ってください。なお、報告事項は個人情報を除き開示請求の対象となります。

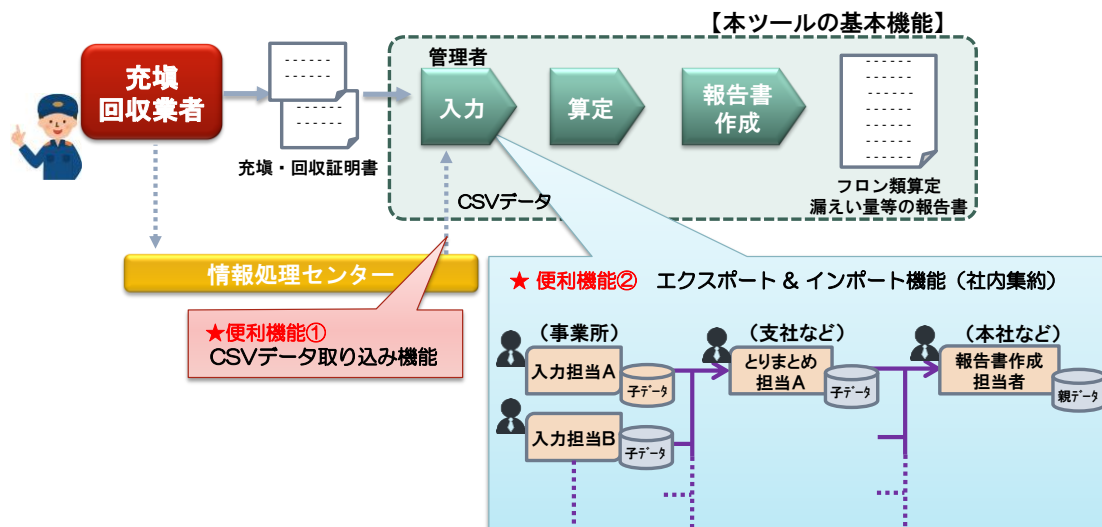
③ 書面又は磁気ディスクの郵送による提出方法

書面又は磁気ディスクを提出する際、郵送する場合には、簡易書留を用いてご提出ください。

(5) 報告書作成支援ツール

本制度でフロン類の漏えい量を報告する事業者の報告書作成を支援するツールとして、フロン類算定漏えい量報告・公表制度報告書作成支援ツールが省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(Ⅲ-3 ページ参照)に用意されています(図Ⅲ- 1-1 参照)。詳細につきましては、報告書作成支援ツール利用マニュアルをご参照ください。

- 報告対象となる全ての事業者が使用できます。
- 充填証明書、回収証明書に記載された充填量、回収量などの必要事項を入力するだけで、年間の漏えい量を計算し、さらに事業所管大臣宛に提出する報告書(Ⅲ-3 ページ参照)を作成します。
- 作成した報告書は、省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(Ⅲ-3 ページ参照)を利用して提出することができるほか、印刷し事業所管省庁に提出できます。
- 情報処理センターから出力される CSV データを取り込むことで、入力の手間を省くこともできます。
- 複数の事業所が入力した情報を集約することが可能で、各事業所で入力作業を分担することもできます。



図Ⅲ- 1-1 報告書作成支援ツールの概要

2. 電子報告による提出

「省エネ法¹・温対法²・フロン法電子報告システム」を用いて、報告書の電子ファイルを事業所管省庁へ提出することができます。

2.1 概要

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」（以下「EEGS³」といいます。）とは、フロン排出抑制法に基づく算定漏えい量報告・公表制度に関する報告書等の書類を受け付けることのできる全省庁共通のシステムです。この EEGS を利用することにより、全ての関係省庁へ同時にインターネットを用いてフロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する報告書の提出（電子報告）が可能となります。

なお、EEGS の使用に際し、事前の届出が必要となりますが、システムの使用に伴う費用負担はありません。

また、従来のフロン法電子報告システムは、2022 年度より EEGS に変わりました。2021 年度までフロン法電子報告システムを使用されていた場合は、EEGS の使用に際し改めて届出を行う必要はありません。

2.2 EEGS で提出できる報告書等

フロン類算定漏えい量報告・公表制度において、EEGS で提出できる報告書等は「フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令」に規定される「様式第 1」及び「様式第 2」の 2 種類です（表Ⅲ-2-1）。

様式第 1 はフロン類算定漏えい量等を報告するものであり、様式第 2 は自社の規模等の漏えいに関する背景情報や漏えい原因の説明、漏えい量削減のための自社の取組の紹介等に活用するものです。様式第 1 の提出は必須ですが、様式第 2 の提出は事業者の任意です。

表Ⅲ-2-1 フロン類算定漏えい量報告・公表制度において EEGS で提出できる報告様式

様式番号	文書名	概 要	提出の義務	記入要領
様式第 1	フロン類算定漏えい量等の報告書	事業者の名称、所在地、担当者等の事項とともに、フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記入します。	あ り (必須)	Ⅲ-12
様式第 2	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	様式第 1 で記入するフロン類の算定漏えい量について、その増減の状況に関する情報等を記入する様式です。	な し (任意)	Ⅲ-28

注：報告書等の記入要領は、後述（3.2.報告書記入要領）を参照ください。

¹ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

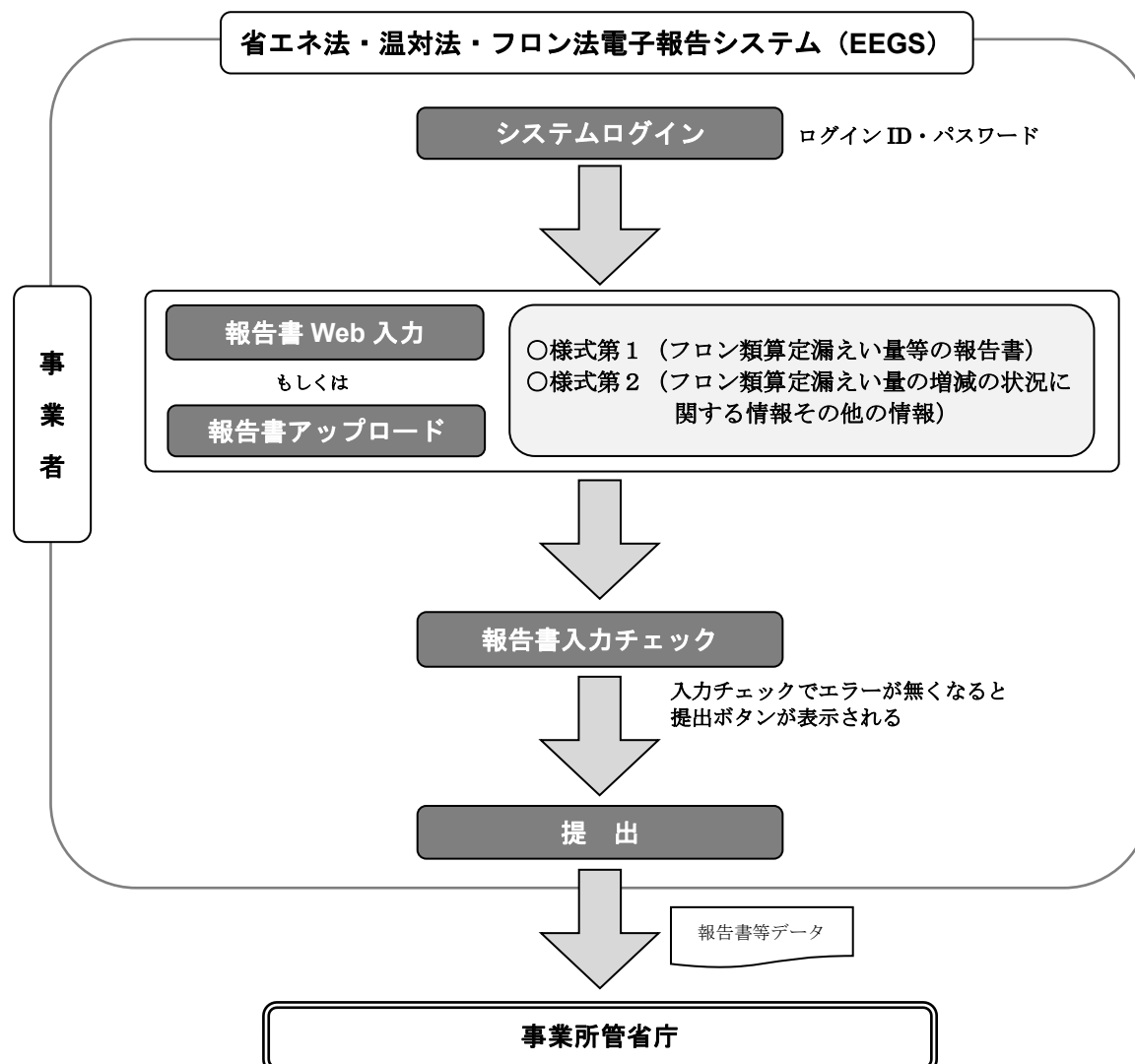
² 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

³ Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System の略で「イーグス」と呼びます。EEGS では、フロン排出抑制法に基づく報告のほか、省エネ法及び温対法に基づく報告等を行うことができるシステムです。

2.3 EEGS による提出の方法

2.3.1 提出の流れ

EEGS による報告書等の提出の流れを図Ⅲ-2-1 に示します。なお、EEGS における具体的な操作方法については、EEGS 操作説明書をご参照ください。



図Ⅲ-2-1 EEGS による報告書等の提出の流れ

(1) システムログイン

インターネットに接続するパソコン (PC) から、次の URL⁴にアクセスし、EEGS のログイン ID 及びパスワードを用いてシステムにログインします。

<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/>

なお、EEGS のログイン ID を有していない場合は、EEGS の使用届出を行い、ID を取得する必要があります。使用届出の方法については 2.3.2 をご参照ください。

ただし、従来のフロン法電子報告システムのログイン ID を有している場合は、改めて使用届

⁴ 2021 年度までのフロン法電子報告システムとは異なる URL です。

出を行う必要はありません。

(2) 報告書 Web 入力又は報告書アップロード

EEGS を用いての報告書の入力・作成等の方法は、次の①～③の 3 つの方法があります。

なお、EEGS における具体的な操作方法については、EEGS 操作説明書をご参照ください。

① 報告書作成支援ツール機能の利用

EEGS に実装される報告書作成支援ツール（Ⅲ-2 ページ参照）の機能を用いて、整備時の充填量及び回収量データを入力し、算定漏えい量の算定等を行った上で EEGS 上で報告書を作成する方法です。

報告書作成支援ツールの機能は、2023 年度から利用が可能となっています。

この機能では、事業所ごとに、第一種特定製品の整備時において回収したフロン類の種類及び回収量並びに充填したフロン類の種類及び充填量、充填等を行った年月日を入力すると、事業所ごとの算定漏えい量及び事業者としての算定漏えい量が自動的に算定されます。また、算定漏えい量が 1,000t-CO₂ 以上となった場合、様式第 1 も容易に作成できます。

② Web 入力

自社のシステム等を用いる等、既に算定漏えい量を集計されている場合、報告書に記載する内容を EEGS 上の画面から直接入力する方法です。

③ 報告書ファイルのアップロード

様式第 1 及び必要に応じて様式第 2 として、Ⅲ-11～27 ページ及びⅢ-28～34 ページの記入要領に従って内容を記入した電子ファイルを、EEGS でアップロードします。EEGS でアップロードできるファイルは、従来の報告書作成支援ツールから出力された XML ファイル又はフロン排出抑制法ポータルサイト⁵からダウンロードした報告様式（EXCEL ファイル）です。

(3) 報告書入力チェック

(2)の①～③のいずれかの方法で入力又はアップロードした報告書について、EEGS 上で報告内容の入力チェックを行います。エラーがなければ事業所管省庁へ提出が可能となります。

(4) 報告書の提出

EEGS において、報告書の提出先（事業所管省庁の窓口（Ⅲ-43 ページ参照））を選択し提出ボタンを押下することで、(2)で入力又はアップロード入力した報告書が提出されます。提出先は複数同時に選択できます。

EEGS で報告書等を提出した場合は、紙媒体の報告書等を当該省庁の窓口へ持参又は送付する必要はありません。

提出した報告書は、事業所管省庁において受理されます。報告書提出時、事業所管省庁での

⁵ フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

報告書の受理時には、事前に登録したメールアドレスへ事業所管省庁からメールが届きます。

(5) 取り下げ及び差戻し

提出後に修正を行う場合、EEGS 上で取り下げ操作を行うことができます。この際、事業所管省庁が既に報告書を受理している場合は、取り下げ依頼事由を入力し、事業所管省庁の承認を得る必要があります。

また、事業所管省庁が差戻しを行った場合には、事前に登録したメールアドレスへメールが届きます。差戻し事由を確認し、修正のうえ再度提出してください。

2.3.2 システム使用の届出

(1) 届出書の様式

EEGS によりフロン法の報告を行う場合は、EEGS を用いるためのログイン ID（事業者ごとに 1 つの番号）が必要となります。ログイン ID を有していない場合は、事前に EEGS を使用するための使用届出を行います。

使用届出は表Ⅲ-2-2 に示す様式の書類（使用届出書）を、届出先へ紙媒体で提出し、ログイン ID の付与を受けます。様式第 4（使用届出書）の記入要領は、Ⅲ-8 ページをご参照ください。

なお、従来のフロン法電子報告システムのログイン ID を有している場合は、様式第 4 を改めて提出する必要はありません。

表Ⅲ-2-2 EEGS による報告書提出を行う前に届け出る様式

対象事業者	届出様式	届出先（*1）
EEGS を用いてフロン法による報告書の提出を行おうとする特定漏えい者	様式第 4 （電子情報処理組織 使用届出書）	経済産業省 又は環境省

*1：いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。

(2) ログイン ID の取得方法

表Ⅲ-2-2 の様式にて EEGS の使用についての届出を行うと、届出先の省庁から EEGS の URL 及びアクセスキーが記載された書類が通知されます。なお、アクセスキーとは英数字で構成された、事業者ごとに異なる記号であり、ログイン ID の発行手続に使用するものです。アクセスキーは、受領後 1 年 4 ヶ月が経過すると使用不可能となりますので、それまでに必要な情報の登録処理を行ってください。

インターネットに接続する PC から、届出先から送付された書類に記載された URL にアクセスし、アクセスキー及び特定漏えい者コードを入力して、ログイン ID 取得の手続を進めます。

なお、省エネ法又は温対法の報告等を行うために省エネ法又は温対法に基づく使用届出書を提出し EEGS のログイン ID を有している事業者に対しては、届出先の省庁からアクセスキー

は送付されませんが、様式第4（表Ⅲ-2-2）を経済産業省又は環境省にご提出いただき、提出先省庁側で当該事業者のフロン排出抑制法への算定漏えい量報告を可能とする手続き後に、省エネ法又は温対法のログイン ID を用いてフロン排出抑制法の報告も行うことができるようになります。

EEGS におけるログイン ID 取得までの操作方法については、EEGS 操作説明書をご参照ください。

2.3.3 システム使用届出内容の変更、廃止

EEGS による報告を行うための使用届出を行った後に、届出の内容（事業者名等）に変更が生じた場合は、使用変更の届出を行います。

また、EEGS による報告を行うための使用届出を行った後に、システムの使用を廃止する場合は、使用廃止の届出を行います。

使用変更又は使用廃止の届出は表Ⅲ-2-3 に示す様式の書類を、届出先へ紙媒体で提出します。なお、いずれも使用届出書（表Ⅲ-2-2 参照）を提出した先と同じ省庁に提出してください。

表Ⅲ-2-3 EEGS の使用変更又は使用廃止を届け出る様式

対象事業者	届出様式	届出先（*1）
EEGS の使用届出書の内容を変更する特定漏えい者	様式第 5 （電子情報処理組織 使用変更届出書）	経済産業省 又は環境省
EEGS の使用を廃止する事業者	様式第 6 （電子情報処理組織 使用廃止届出書）	経済産業省 又は環境省

*1：使用届出を提出した先の省庁と同じ省庁の届出先にご提出ください。また、いずれの届出先の場合も紙媒体で提出します。

2.4 様式第4の記入要領

様式第4は、フロン排出抑制法ポータルサイト⁶からダウンロードすることができます。

様式第4の記入例を図Ⅲ-2-2に示します。

様式第4（第10条第1項関係）																	
電子情報処理組織使用届出書 ① ○○○○年 ○月 ○日 経済産業大臣 殿 ② 提出者 ③ (ふりがな) 住 所 〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関X-X-X 環境株式会社 代表取締役社長 環境 太郎 (法人にあっては名称及び代表者氏名)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">※受理日 ⑧</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">※整理番号⑧</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	※受理日 ⑧	年 月 日	※整理番号⑧													
※受理日 ⑧	年 月 日																
※整理番号⑧																	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。 作成担当者連絡先 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">特定漏えい者コード ④</td> <td style="padding: 5px;">X X X X X X X X X X</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(ふりがな) 特定漏えい者の名称 ⑤</td> <td style="padding: 5px;">かんきょうかぶしがいいしゃ 環境株式会社</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(ふりがな) 特定漏えい者の所在地 ⑥</td> <td style="padding: 5px;">〒100-0000 東京都千代田区霞が関X-X-X</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">担当者 ⑦</td> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">部 署</td> <td style="padding: 5px;">環境部〇〇係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(ふりがな) 氏 名</td> <td style="padding: 5px;">かんきょう よしお 環境 良男</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電話番号</td> <td style="padding: 5px;">03-XXXX-XXXX</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">メールアドレス</td> <td style="padding: 5px;">aa@cc.dd.ee</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		特定漏えい者コード ④	X X X X X X X X X X	(ふりがな) 特定漏えい者の名称 ⑤	かんきょうかぶしがいいしゃ 環境株式会社	(ふりがな) 特定漏えい者の所在地 ⑥	〒100-0000 東京都千代田区霞が関X-X-X	担当者 ⑦	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">部 署</td> <td style="padding: 5px;">環境部〇〇係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(ふりがな) 氏 名</td> <td style="padding: 5px;">かんきょう よしお 環境 良男</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電話番号</td> <td style="padding: 5px;">03-XXXX-XXXX</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">メールアドレス</td> <td style="padding: 5px;">aa@cc.dd.ee</td> </tr> </table>	部 署	環境部〇〇係	(ふりがな) 氏 名	かんきょう よしお 環境 良男	電話番号	03-XXXX-XXXX	メールアドレス	aa@cc.dd.ee
特定漏えい者コード ④	X X X X X X X X X X																
(ふりがな) 特定漏えい者の名称 ⑤	かんきょうかぶしがいいしゃ 環境株式会社																
(ふりがな) 特定漏えい者の所在地 ⑥	〒100-0000 東京都千代田区霞が関X-X-X																
担当者 ⑦	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">部 署</td> <td style="padding: 5px;">環境部〇〇係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(ふりがな) 氏 名</td> <td style="padding: 5px;">かんきょう よしお 環境 良男</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電話番号</td> <td style="padding: 5px;">03-XXXX-XXXX</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">メールアドレス</td> <td style="padding: 5px;">aa@cc.dd.ee</td> </tr> </table>	部 署	環境部〇〇係	(ふりがな) 氏 名	かんきょう よしお 環境 良男	電話番号	03-XXXX-XXXX	メールアドレス	aa@cc.dd.ee								
部 署	環境部〇〇係																
(ふりがな) 氏 名	かんきょう よしお 環境 良男																
電話番号	03-XXXX-XXXX																
メールアドレス	aa@cc.dd.ee																

図Ⅲ-2-2 様式第4の記入例

① 『年月日』

様式第4の届出先（経済産業省又は環境省）への提出年月日（窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『あて先』

経済産業大臣又は環境大臣を記入します。

③ 『提出者（住所、氏名）』

提出者は、事業者（企業、会社、団体等）です。なお、地方公共団体における地方公営企業や

⁶ フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

教育委員会（Ⅲ-14 ページのコラム参照）については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として扱います。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

④ 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ⁷でコードを確認ください。なお、コード番号を確認することができない場合は、問合せ窓口（Ⅳ-108 ページ）にお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体の知事部局等とは別の特定漏えい者コードとなります。

⑤ 『特定漏えい者の名称』

事業者（企業、団体等）の登記上の名称を記入します。

なお、③と同様に地方公共団体における地方公営企業や教育委員会については、地方公共団体の知事部局等とは別事業者として扱います。

⑥ 『特定漏えい者の所在地』

事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

⑦ 『担当者（問い合わせ先）』

提出後、行政側から届出内容（記入ミス等）について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号及びメールアドレスを記入します。

また、この欄に記載された担当者宛に、本様式を受け付けた窓口から、電子報告システムへのログイン ID を取得するために必要な情報を記載した書類を通知します。

⑧ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

⁷ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

3. 書面による提出

3.1 提出書類

(1) 提出書類の様式

書面による提出を行う際に用いるフロン排出抑制法に基づく報告書の様式は、表Ⅲ-2-1 に示す様式第1及び様式第2です。様式第1の提出は必須ですが、様式第2の提出は事業者の任意です。

これらの様式は、フロン排出抑制法ポータルサイト⁸からダウンロードすることができます。各様式の記入要領について、様式第1はⅢ-11～27 ページに、様式第2はⅢ-28～34 ページにそれぞれ示します。

表Ⅲ-2-1 フロン類の算定漏えい量等の報告に用いる様式【再掲】

様式番号	文書名	概 要	提出の義務	記入要領
様式第1	フロン類算定漏えい量等の報告書	事業者の名称、所在地、担当者等の事項とともに、フロン類の種類別、都道府県別の算定漏えい量を記入します。	あ り (必須)	Ⅲ-11
様式第2	フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報	様式第1で記入するフロン類の算定漏えい量について、その増減の状況に関する情報等を記入する様式です。	な し (任意)	Ⅲ-28

(2) 書類の大きさ等

提出する書類の用紙の大きさは、日本産業規格A4（縦置き）としてください。また、書類への記入は、パソコン、ワードプロセッサのほか手書きでも構いませんが、文字は楷書で明瞭に記入してください。

⁸ フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

3.2 報告書類記入要領

提出する様式ごとに記入要領を示します。なお、本マニュアルの第Ⅳ編 4.が、様式第1～様式第3の記入チェックシートとなっています。報告書を提出する前に、チェックシートを使って記載内容を再確認してください。

3.2.1 様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）

様式第1は、表面（Ⅲ-11 ページ）、裏面（Ⅲ-17 ページ）、【特定漏えい者単位の報告】（Ⅲ-18 ページ）及び別紙【特定事業所単位の報告】（Ⅲ-23 ページ）で構成されています。（（）内は記入要領の解説ページです。）

(1) 様式第1（表面）の記入要領

様式第1の表面の記入例を図Ⅲ- 3-1 に示します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(表面)

様式第1（第4条関係）

フロン類算定漏えい量等の報告書

①XXXX年X月XX日

経済産業大臣 殿 ②

報告者

(ふりがな)

住所

〒100-0000

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

氏名

(ふりがな)

環境株式会社

代表取締役社長 環境 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

③

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第19条第1項及び第2項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

④-1

特定漏えい者コード	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
特定漏えい者の名称 (前回の報告における名称)	環境株式会社 ④-2									
所在地 (ふりがな)	〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 ④-3									
商標又は商号等	④-4									
主たる事業	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む） ⑤				事業コード		1	6	3	1
主たる事業を所管する大臣					経済産業大臣 ⑦					
フロン類算定漏えい量					第1表、第2表及び別紙のとおり					
その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）					1. 有 2. 無 ⑧					
担当者 (問い合わせ先)	部署	環境部〇〇係								
	(ふりがな)	かんきょう よしお								
	氏名	環境 良男 ⑨								
	電話番号	03-XXXX-XXXX								
	メールアドレス	aa@cc.dd.ee								
※受理年月日		⑩ 年 月 日			※処理年月日		⑩ 年 月 日			

備考 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。

2 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。

3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。

4 特定漏えい者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

5 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあっては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。

6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

7 ※の欄には、記載しないこと。

8 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

図Ⅲ- 3-1 様式第1(表面)の記入例

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

① 『年月日』

様式第1の事業所管大臣への報告年月日（窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

② 『あて先』

事業所において行っている事業（2つ以上ある場合は各事業）を所管している大臣名（Ⅲ-40ページ参照）を記入します。

なお、「主務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）、「〇〇省」等とは記入しないでください。また、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度と異なり、地方支分部局長名となりませんのでご注意ください。

③ 『報告者（住所、氏名）』

報告者は、事業者（企業、団体等）です。この欄では提出日（報告日）時点のものを記入します。

なお、地方公共団体が行う公営企業及び学校等については、当該地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として扱います（次頁コラム参照）。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

ふりがなは地名まで記載してください。所番地のふりがなを記入する必要はありません。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

なお、報告者は、この報告をフロン類の算定漏えい量の算定を担当する部署の長など事業者のフロン類算定漏えい量の算定に責任を有する者に報告者の代理人として委任することができます。この場合には、図Ⅲ-3-2のように記入します。報告に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為をしておいてください。）

（表面） 様式第1（第4条関係）	
フロン類算定漏えい量等の報告書	
XXXX年X月XX日	
経済産業大臣 殿	
報告者	(ふりがな) 住 所 〒100-0000 とうきょうとちよだくかすみがせき 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
	(ふりがな) 氏 名 かんきょうかぶしきがいしゃ 環境株式会社 だいひょうとりしまりやくしゃちょう 代表取締役社長 かんきょう たろう かんきょうほんぶちょう 環境本部長 かんきょう じろう 環境 二郎
代理人	(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

注：報告者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記入してください。

図Ⅲ-3-2 報告者の代理人を委任している場合の報告者欄の記入例

④ 『特定漏えい者』

ここでは、排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。なお、年度途中で会社等の合併や市町村合併があった場合等には、合併等を行った日の情報を記入します。

なお、「報告者」と「特定漏えい者」の名称が異なる場合、念のため問合せ窓口（Ⅳ-108 ページ参照）までお問合せください。

④-1 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ⁹でコードをご確認ください。

なお、コード番号を確認することができない場合には、問合せ窓口（Ⅳ-108 ページ参照）にお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体の知事部局等とは別の特定漏えい者コードとなります。

④-2 『特定漏えい者の名称』

事業者（企業、団体等）の登記上の名称を記入します。

なお、③と同様に地方公共団体における地方公営企業や教育委員会については、地方公共団体の知事部局等とは別事業者として扱います。

事業者名の変更、企業の合併、分割などで前年に報告した名称と異なっている場合にのみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称も記入します。

＜地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者が特定漏えい者となる組織＞

○地方公営企業

地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○警察組織

都道府県警察が地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○学校等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条に規定される教育委員会が管理する学校その他の教育機関については、教育委員会が地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○組合

組合に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

○収用委員会

収用委員会に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として報告します。

⁹ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度ホームページ）
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

④-3 『所在地』

事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。ふりがなは地名まで記載してください。所番地のふりがなを記入する必要はありません。

④-4 『商標又は商号等』

フランチャイズチェーン事業者（特定連鎖化事業者）に該当する場合にあっては、当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示を記入します。フランチャイズチェーン事業者の漏えい量の把握については、Ⅱ-32 ページをご参照ください。

例：〇〇ストア

⑤ 『主たる事業』

事業者で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、そのうちの主たる事業を1つのみをこの欄に記入し、それ以外の事業については裏面に記入します。

主たる事業の考え方については、Ⅲ-16 ページのコラム＜主たる事業の考え方＞をご参照ください。

なお、日本標準産業分類の細分類は、本マニュアルのⅣ-48～88 ページに示しています。

ここでは、④と同様に排出量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

ちなみに、日本標準産業分類は、**2024 年 4 月より改定されています。一部の事業については、2023 年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。**

⑥ 『事業コード』

上記⑤で記入された主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字 4 桁で記入します。なお、日本標準産業分類の細分類の番号は、本マニュアルのⅣ-48～88 ページに示しています。

なお、日本標準産業分類は、**2024 年 4 月より改定されています。一部の事業については、2023 年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。**

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

事業コード：1 6 3 1

⑦ 『主たる事業を所管する大臣』

上記⑤で記入された主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入します。なお、「主

務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）、「〇〇省」などとは記入しないでください。なお、主たる事業が2つ以上の行政官庁の共管の場合、3大臣まで記入することができます。

例：算定の対象となる事業者の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

主たる事業を所管する大臣： 経済産業大臣

⑧ 『その他の関連情報の提供の有無』

特定漏えい者全体に関して、法第23条第1項に基づき、フロン類算定漏えい量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）など報告された情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は、「1.有」に○印を付けます。「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2にも記入し、様式第1と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-43 ページ参照））に提出します。なお、複数の事業を行っている場合には、それぞれすべての事業所管大臣に同一の報告書を提出します。

⑨ 『担当者（問い合わせ先）』

報告後、行政側から報告内容（記入ミスや算定方法の確認等）について問合せをすることがありますので、対応が可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号及びメールアドレスを記入します。

担当者は、報告者である事業者に所属している必要があります。

⑩ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

<主たる事業の考え方>

○主たる事業の考え方

複数の業種に属する事業を営む事業者では、主たる事業を判断することが必要です。

主たる事業の判断に当たっては、事業者全体及び事業所ごとの双方とも、原則として生産高・販売額等適切な指標によって、主たる事業を決定することになります。なお、この方法が適切でない場合には、従業員の数又は設備の規模等で判断しても構いません。

（例）事業者が営んでいる業種（売上高）が以下の場合、主たる事業として売上高が最も高い「自動車製造業」と記入します。

自動車製造業（100億円）、航空機製造業（70億円）、鉄道車両製造業（30億円）、
自動車卸売業（20億円）、輸送用機械器具卸売業（10億円）

また、生産高・販売額等での判断が難しい場合には、報告対象となっているフロン類算定漏えい量に係る事業について、従業員数又は設備の規模等で判断しても構いません。地方公共団体の指標の判断に当たっては、従業員数、設備の規模又はそれ以外の適切な指標のうち、いずれか最も適当なものを選択してください。

(2) 様式第1（裏面）の記入要領

様式第1の裏面の記入例を図Ⅲ-3-3に示します。

事業者において2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、表面に記載した主たる事業以外の事業（従たる事業）について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード（数字4桁）及び事業の名称、並びに当該事業を所管する大臣を記入します。

なお、事業者で行われている事業が5つ以上ある場合は、欄を追加して記入します。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

本制度における報告書等は、様式第1の表面の『主たる事業を所管する大臣』及び裏面の『当該事業を所管する大臣』のすべてに同一の報告書を提出してください。

(裏面)							
1	事業の名称	その他の有機化学工業製品製造業	事業コード	1	6	3	9
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣					
2	事業の名称	医薬品原薬製造業	事業コード	1	6	5	1
	当該事業を所管する大臣	厚生労働大臣					
3	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-3-3 様式第1（裏面）の記入例

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(3) 様式第1【特定漏えい者単位の報告】の記入要領

様式第1の【特定漏えい者単位の報告】は、第1表及び第2表で構成されています。

様式第1の第1表の記入例を図Ⅲ-3-4に示します。

【特定漏えい者単位の報告】											
漏えい年度： <u>XXXX</u> 年度											
第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量											
① フロン類 の種類	① R-22		② R-404A		③ R-410A		④		⑤		④ 合計
特定 漏えい者 全体	算定 ② 漏えい量 (t-CO ₂)	実 ③ 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
	352	200	1,182	300	768	400					2,302
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)
1. 東京都			788	200	384	200					1,172
2. 愛知県	352	200			192	100					544
3. 大阪府			394	100	192	100					586
4.											

備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記載すること。
 2 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
 3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-3-4 様式第1 第1表の記入例

(ア) 『漏えい年度』

フロン類算定漏えい量の対象となる年度（××××年度）を記入します。

例：2024年7月に2023年度分の算定漏えい量の報告を行う場合

漏えい年度：2023年度

(イ) 第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類の種類ごとに、算定漏えい量（CO₂）をトン（t-CO₂）の単位で記入します。また、実漏えい量をキログラム（kg）の単位で記入します。事業者全体におけるフロン類の種類別の算定漏えい量とともに、都道府県ごとの算定漏えい量もフロン類の種類別に記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20ページを参照ください。

① 『フロン類の種類』

報告するフロン類の種類として冷媒番号（R-22、R-410A 等）を記入します。なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合は、表を追加して記入します。

報告するフロン類の種類として記入する冷媒番号は、表Ⅱ-3-1（Ⅱ-25～28 ページ）の別表第1又は別表第2に記載されている冷媒番号を記載します。

報告するフロン類のうち表Ⅱ-3-1の別表第1に記載がない単一冷媒については、冷媒番号に代わり「その他フロン類」と、報告するフロン類のうち表Ⅱ-3-1の別表第2に記載がない混合冷媒については「その他混合冷媒」とそれぞれ記入します。

なお、表Ⅱ-3-1のフロン類の種類及び地球温暖化係数（GWP）は、2023年度実績以降の算定に適用するものです。2022年度実績までの算定に適用されたフロン類より、混合冷媒の種類が増えていきます。また、各フロン類の種類とも GWP の値が変更されていますのでご注意ください。

② 『算定漏えい量（t-CO₂）』

フロン類の種類ごとに、実漏えい量（kg）に GWP を乗じて算定した算定漏えい量をトン（t-CO₂）単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20 ページを参照ください。

各フロン類の種類とも GWP の値が 2022 年度実績までの算定に適用された値から変更されていますのでご注意ください。

③ 『実漏えい量（kg）』

フロン類の種類ごとに、充填した量から回収した量を控除した量をキログラム（kg）単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20 ページを参照ください。

④ 『合計』

報告する算定漏えい量の合計量をトン（t-CO₂）単位の量で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20 ページを参照ください。

1) 特定漏えい者全体

特定漏えい者全体の欄には、事業者全体におけるフロン類の算定漏えい量及び実漏えい量をフロン類の種類ごとに記入します。

2) 都道府県

番号1～4の欄にはフロンの漏えいが発生した都道府県名を記入するとともに、当該都道府県ごとに、フロン類の算定漏えい量及び実漏えい量をフロン類の種類ごとに記入します。

なお、事業を行っている都道府県が5つ以上ある場合は番号4の下に記入欄を追加して都道府県ごとに記入します。この場合、番号欄に4以降の番号を順に記入します。

＜漏えい量の報告値＞

算定漏えい量及び実漏えい量の算定においては、最初に整数値又は小数値を考慮することなく、都道府県ごとにフロン類の種類ごとの漏えい量及びその合計、並びに事業者全体でフロン類の種類ごとの漏えい量及びその合計をそれぞれ算定します。報告書に記載する際は、算定した漏えい量について小数点以下を切捨てた整数値を記入します。なお、算定漏えい量では－1～1（t-CO₂）未満、実漏えい量では－1～1（kg）未満の漏えい量については、それぞれ0（ゼロ）を記入します。また、漏えい量が存在しない（充填又は回収を行っていない）欄は空欄としてください。

報告の記入例

(1) 実際の漏えい量が下の左側の表（赤色の数値）のとおりであったとします。

ここで、各県の値は当該県内にある事業所の合計値です。なお、B県において R-410A の漏えい量はなかったとします。

また、特定漏えい者全体は、各県の算定漏えい量又は実漏えい量の合計値（縦方向の合計値）です。さらに、特定事業者全体及び各都道府県の合計の値は、各フロン類の種類算定漏えい量の合計値（横方向の合計値）です。

(2) 報告書において記載する漏えい量は、下の左側の表の値をもとに、それぞれ小数点以下を切捨てた値とします。すなわち、下の右側の表（青色の数値）となります。

- ・ B県では R-410A の漏えい量が存在しないため空欄のままとします。
- ・ C県では R-404A 及び R-410A とも算定漏えい量：1（t-CO₂）未満、実漏えい量：1（kg）未満のため、該当する欄にはいずれも 0（ゼロ）を記載します。なお、合計値は 1.4（t-CO₂）のため、1（t-CO₂）と記載します。

このように、小数点以下の処理の関係で、表の縦方向及び横方向の合計は表に記載の数値の合計とはならないことがあります。問題ありません。

実際の漏えい量

フロン類の種類	① R-404A		② R-410A		合計
特定漏えい者全体	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)
	975.2	247.5	1,090.8	568.1	2,065.9
都道府県	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)
1. A県	1,361.7	345.6	1,090.8	567.8	2,451.8
2. B県	-387.3	-98.3			-387.3
3. C県	0.8	0.2	0.6	0.3	1.4

⇒

報告書への記入値

フロン類の種類	① R-404A		② R-410A		合計
特定漏えい者全体	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)
	975	247	1,090	568	2,065
都道府県	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)	実漏えい量 (kg)	算定漏えい量 (t-CO ₂)
1. A県	1,361	345	1,090	567	2,451
2. B県	-387	-98			-387
3. C県	0	0	0	0	1

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(ウ) 第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

第2表は、事業者が設置している事業所のうち、特定事業所に該当するすべての事業所について、必要事項を記入します。ここで特定事業所とは、フロン類の算定漏えい量の合計が1,000t-CO₂以上である事業所のことです。特定漏えい者が単一の事業所や店舗等から構成される場合、特定事業所としての報告も併せて行う必要があります。

様式第1の第2表の記入例を図Ⅲ-3-5に示します。

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われている事業				
			事業コード				事業の名称
1 ①	東京店 ②	〒100-0000 東京都千代田区大手町〇-〇-〇 ③	1	6 ④	3	1	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む） ④
2							
3							
10							

備考 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
 2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

図Ⅲ-3-5 第2表の記入例

① 『特定事業所番号』

特定事業所が11以上ある場合は、欄を追加し11以降の番号を順に記入します。

② 『特定事業所の名称』

当該特定事業所の名称を記入します。なお、事業所名に事業者名が含まれる場合は、事業者名を省略して記入します（例：本社、霞ヶ関第一工場、丸の内店、日比谷営業所など）。

③ 『特定事業所の所在地』

当該特定事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。

④ 『特定事業所において行われる事業』

当該特定事業所において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード（数字4桁）及び事業の名称を記入します。なお、2以上の業種に属する事業を行う事業所の場合は、そのうちの主たる事業について記入します。

日本標準産業分類の細分類の番号及び名称は、本マニュアルのⅣ-48～88 ページに示しています。

なお、日本標準産業分類は、**2024 年4月**より改定されています。一部の事業については、**2023 年度**までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

第2表に記入した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等も、（別紙）【特定事業所単位の報告】に記入して報告します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(4) (別紙)【特定事業所単位の報告】

第2表に記入した特定事業所ごとに当該事業所の算定漏えい量等を記入します。

様式第1別紙(表紙)の記入例を図Ⅲ-3-6に示します。

(ア) 別紙(表紙)

(別紙)【特定事業所単位の報告】													
										特定事業所番号		1 ①	
特定事業所の名称 (ふりがな) (前回の報告における名称)		東京店 ②											
所在地 (ふりがな)		〒100-0000 ③ 東京 都道府県 千代田 市区町村 大手町〇-〇-〇											
特定事業所において行われる事業		石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) ④											
特定漏えい者コード ⑤		X	X	X	X	X	X	X	X	X	※		
都道府県コード ⑥		1	3	事業コード ⑦						1	6	3	1
フロン類算定漏えい量		別紙第1表のとおり											
その他の関連情報の提供の有無(該当するものに○をすること)										1. 有 2. 無 ⑧			
担当者 (問い合わせ先)	部署	総務課											
	(ふりがな) 氏名	かんきよう じろう 環境 二郎 ⑨											
	電話番号	03-XXXX-XXXX											
	メールアドレス	bb@cc.dd.ee											

備考 1 本別紙は、第2表に記載する特定事業所ごとに作成すること。
 2 特定事業所番号の欄には、第2表の特定事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 7 ※の欄には、記載しないこと。

図Ⅲ-3-6 別紙(表紙)の記入例

① 『特定事業所番号』

第2表の事業所番号を記入します。

② 『特定事業所の名称』

報告の対象となる特定事業所名を記入します。様式第1の第2表に記載の名称と同一の名称を記入します。事業所名に含まれる事業者名は省略して記入します（例：本社、霞ヶ関第一工場、丸の内店、日比谷営業所など）。

なお、事業所名の変更などで前回に報告した名称と異なっている場合にのみ、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称も記入します。

③ 『所在地』

報告の対象となる特定事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入します。

④ 『特定事業所において行われる事業』

報告の対象となる特定事業所で行われている事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入します。なお、2つ以上の業種に属する事業を行っている事業所では、そのうちの主たる事業を1つのみ記入します。

なお、日本標準産業分類の細分類は、本マニュアルのIV-48～88ページに示しています。

ここでは、算定漏えい量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024年4月より改定されています。一部の事業については、2023年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

⑤ 『特定漏えい者コード』

事業者ごとの番号で、原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。同制度のホームページ¹⁰でコードを確認ください。

なお、コード番号を確認することができない場合には、問合せ窓口（IV-108ページ参照）までお問合せください。

地方公共団体とは別事業者として報告を行う地方公営企業や教育委員会等の組織については、地方公共団体とは別の特定漏えい者コードとなります。

⑥ 『都道府県コード』

報告の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入します。

なお、都道府県ごとのコード番号は表Ⅲ-3-1のとおりです。

¹⁰ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

表Ⅲ-3-1 都道府県コード

コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名
01	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
02	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
03	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
04	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
05	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
06	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
07	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
08	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
09	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

⑦ 『事業コード』

報告の対象となる特定事業所での主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を数字4桁で記入します。なお、日本標準産業分類の細分類の番号は、本マニュアルのⅣ-48～88 ページに示しています。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024 年 4 月より改定されています。一部の事業については、2023 年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

例：算定の対象となる特定事業所の主たる事業が「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」の場合

事業コード：1 6 3 1

⑧ 『その他の関連情報の提供の有無』

当該特定事業所の算定漏えい量に関して、法第 23 条第 1 項に基づき、フロン類算定漏えい量の増減の状況（増減の理由、増減の状況の評価等）など報告された情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は、「1.有」に○印を付けます。なお、「1.有」に○印を付けた場合は、様式第 2 にも記入し、様式第 1 と併せて事業所管大臣宛（提出先は事業者の事業を所管する省庁の窓口（Ⅲ-43 ページ参照））に提出します。

⑨ 『担当者（問い合わせ先）』

報告後、行政側から報告内容（記入ミスや算定方法の確認等）について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

(イ) 別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

特定事業所ごとのフロン類の種類ごとに、算定漏えい量をトン(t・CO₂)の単位で記入します。また、実漏えい量をキログラム(kg)の単位で記入します。なお、トン単位、キログラム単位での報告値の考え方についてはⅢ-20ページを参照ください。

様式第1別紙第1表の記入例を図Ⅲ-3-7に示します。

別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量						
フロン類の種類	① R-404A	② R-410A	③	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t・CO ₂)	630	384				1,014
実漏えい量 (kg)	160	200				

備考 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

図Ⅲ-3-7 別紙第1表の記入例

① 『フロン類の種類』

当該特定事業所におけるフロン類の種類として、冷媒番号(R-22、R-410A等)を記入します。なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合は、表を追加して記入します。

報告するフロン類の種類として記入する冷媒番号は、表Ⅱ-3-1(Ⅱ-25～28ページ)の別表第1又は別表第2に記載されている冷媒番号を記載します。

報告するフロン類のうち表Ⅱ-3-1の別表第1に記載がない単一冷媒については、冷媒番号に代わり「その他フロン類」と、報告するフロン類のうち表Ⅱ-3-2の別表第2に記載がない混合冷媒については「その他混合冷媒」とそれぞれ記入します。

なお、表Ⅱ-3-1のフロン類の種類及び地球温暖化係数(GWP)は、2023年度実績以降の算定に適用するものです。2022年度実績までの算定に適用されたフロン類より、混合冷媒の種類が増えています。また、各フロン類の種類ともGWPの値が変更されていますのでご注意ください。

② 『算定漏えい量(t・CO₂)』

フロン類の種類ごとに、実漏えい量(kg)に地球温暖化係数(GWP)を乗じて算定した算定漏えい量をトン(t・CO₂)単位の量で記入します。

各フロン類の種類ともGWPの値が2022年度実績までの算定に適用された値から変更されていますのでご注意ください。

③ 『実漏えい量(kg)』

フロン類の種類ごとに、当該特定事業所において充填した量から回収した量を控除した量をキログラム(kg)単位の量で記入します。

④ 『合計』

当該特定事業所における算定漏えい量の合計量をトン（t-CO₂）単位の量で記入します。

3.2.2 様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報）

様式第2の提出は事業者の任意です。事業者は必要に応じ、事業者（企業、団体）ごと又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1（フロン類算定漏えい量等の報告書）に添えて提出します（文字数は改行を含めて各欄800字以内としてください）。

なお、この様式第2により事業所管大臣へ提供される情報に関しても、環境大臣及び経済産業大臣による公表の対象となります。

情報の提供により、自社の規模等の漏えいに関する背景情報や漏えい原因の説明、漏えい量削減のための自社の取組の紹介等が可能です。様式第2の記入例を図Ⅲ-3-8に示します。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

様式第2（第6条関係）													
フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報													
① 提供年度： XXXX 年度													
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。													
1. この情報は、特定漏えい者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定漏えい者として1枚のみ提出可） 2. この情報は、当特定事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定事業所として1枚のみ提出可） （該当するいずれかの番号を記載すること） → 2 ②													
特 定 漏 え い 者 コ ー ド ③	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	※		
都 道 府 県 コ ー ド ④	1	3	事 業 コ ー ド ⑤							5	6	1	1
事 業 所 番 号 ⑥	0	1	※										
1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報													
⑦	XXXX年度において売場面積を拡大し、冷蔵ショーケース及び空調機器が増加したため、算定漏えい量が増加した。												
2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報													
⑧	15%が空調機器から、85%が冷蔵ショーケースからの漏えいであった。												
3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報													
⑨	f. 機器の施工に関する取組、h. 日常点検（簡易点検）における取組 使用年数が長く老朽化した配管の更新を実施。また、毎日機器の点検を実施し、機器の状態を管理。												
4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報													
⑩	a. 老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新、 c. ノンフロン機器の導入 老朽化した機器について、ノンフロン機器への計画的な更新を予定。												
5. その他の情報													
⑪	事業所数：60 事業所（うち、総合スーパーマーケット57、物流センター2、本社施設1）を保有。 漏えい原因：（イ）施工時の要因、（オ）明確な要因が特定できないスローリークが該当。												
担 当 者 （問い合わせ先） ⑫	部 署 （ふりがな） 氏 名 電 話 番 号	広報課 かんきょう さぶろう 環境 三郎 03-XXXX-XXXX											
※受理年月日	⑬	年	月	日	※処理年月日	⑬	年	月	日				

図Ⅲ-3-8 様式第2の記入例

① 『提供年度』

情報の提供を行う年度（××××年度）を記入します。

例：2024 年 7 月に 2023 年度分の漏えい量に関する情報の提供を行う場合

提供年度：2023 年度 （2023 年（度）の漏えい量に関する情報を報告）

② 『提供情報の範囲』

様式第 2 に記入される情報が、(1)事業者（企業、団体）全体に関するものの場合は「1」を、
(2)特定事業所のみにに関するものの場合は「2」を、それぞれ右端の□内に記入します。

③ 『特定漏えい者コード』

様式第 1（Ⅲ-14 ページ④-1）と同様に、特定漏えい者ごとの番号（数字 9 桁）を記入します。
原則として温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で用いる特定排出者コードと同じです。
同制度のホームページ¹¹でコードを確認ください。なお、コード番号を確認することができない場合は、問合せ窓口（Ⅳ-108 ページ）にお問合せください。

④ 『都道府県コード』

②『提供情報の範囲』で「1」を記入した場合は、事業者の主たる事務所（本社等）の所在する都道府県のコード番号を数字 2 桁で記入します。

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第 1（別紙）（Ⅲ-24 ページ⑥）と同様に、算定の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号を数字 2 桁で記入します。
なお、都道府県ごとのコード番号は表Ⅲ- 3-1（Ⅲ-25 ページ）のとおりです。

⑤ 『事業コード』

②『提供情報の範囲』で「1」を記入した場合は、事業者の主たる事業のコード番号を数字 4 桁で記入します。

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第 1（別紙）（Ⅲ-25 ページ⑦）と同様に、算定の対象となる特定事業所の主たる事業の事業コードを数字 4 桁で記入します。

なお、事業コードは日本標準産業分類の細分類の番号です。日本標準産業分類の細分類の番号は、本マニュアルのⅣ-48～88 ページに示しています。

ちなみに、日本標準産業分類は、2024 年 4 月より改定されています。一部の事業については、2023 年度までと分類名や事業コードが異なっていますので、最新の日本標準産業分類をご確認ください。

⑥ 『事業所番号』

②『提供情報の範囲』で「2」を記入した場合は、様式第 1（別紙）（Ⅲ-24 ページ①）と同様に、算定の対象となる特定事業所について様式第 1 の第 2 表に記入した事業所番号を数字で

¹¹ 特定排出者コード検索（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

記入します。

⑦～⑪の欄に関する共通事項

これらの欄については、以下の⑦～⑪に示す情報を各欄 800 字以内（改行含む）で記入することができます。ただし、製品の販売のための広告、報告者以外の特定の事業者（整備者等）の名称等、法の規定の趣旨に反する、報告に無関係の情報を記入することはできません。

また、⑦～⑪のすべての欄に記入する必要はありません。

さらに、各欄とも記入した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記入することなどにより、各欄への記入は簡潔にまとめて行うよう努めてください。

⑦～⑪に記載いただいた内容は全て公表されますが、特に⑨～⑪に記載いただいた内容については、集計した結果も公表しています（Ⅰ-6 ページ参照）。可能な限り下記に示す方法での報告をお願いします。

⑦ 『1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報』

この欄には、フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記入することができます。

<記載例>

- 店舗数、売場面積の拡大に伴い、機器が増加したため。
- 昨年度老朽化した機器を更新したことから、漏えい量が大幅に減少した。
- 冷媒の変更（R-22 から R-404A への変更）を伴う機器の入替えにより GWP が増加したため、実漏えい量は同程度だが算定漏えい量が増加した。
- ○○工場で、ターボ冷凍機の冷媒配管の接続部が緩み、大量漏えいが発生したため。

⑧ 『2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報』

この欄には、自らが管理する第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数並びに年間漏えい率及びその算定方法等を記入することができます。

<記載例>

- 空調機器：保有台数○台、合計初期充填量○kg（全て R-410A）、算定漏えい量○t-CO₂（漏えい率○%）
冷凍冷蔵機器：保有台数○台、合計初期充填量○kg（全て R-404A）、算定漏えい量○t-CO₂（漏えい率○%）
- 全量がブラインチラーからの漏えい

⑨ 『3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報』

この欄には、特定漏えい者又は特定事業所における第一種特定製品の管理の適正化に係る取組、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入の状況

等について記入することができます。

平成 28 年度算定漏えい量集計結果より、本項の報告内容を集計・公表しています。これにより、漏えい量削減のために他の事業者の取組を参考にすることが可能になります。本項を報告する場合、適切に分類するため、実施内容のうち該当する分類を表Ⅲ-3-2 の「措置の分類」から選択（複数選択可）して記載するようにお願いします。また、分類名に加えて、具体的な措置を追記することができます。

表Ⅲ-3-2 関連情報のうちフロン類算定漏えい量の削減に関する措置の分類

大分類	小分類	
機器の導入・更新に関する取組	a	老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新
	b	CFC、HCFC（R-22 など）から機器の更新
	c	ノンフロン機器の導入
	d	低 GWP 機器の導入
	e	その他の機器導入・更新
機器の施工に関する取組	f	機器の施工に関する取組
機器の使用時における取組	g	機器の使用時における取組
機器の整備に関する取組	h	日常点検（簡易点検）における取組
	i	定期点検における取組
	j	その他の点検・整備に関する取組
会社全体としての取組	k	会社方針等の策定
	l	従業員教育に関する取組
その他	m	その他の取組

<記載例>

- f.機器の施工に関する取組、h.日常点検（簡易点検）における取組
使用年数が長く老朽化した配管の更新を実施。また、毎日機器の点検を実施し、機器の状態を管理。

⑩ 『4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報』

この欄には、特定漏えい者又は特定事業所における第一種特定製品の管理の適正化に係る計画、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入に関する計画等について記入することができます。

⑨と同様、平成 28 年度算定漏えい量集計結果より、本項の報告内容も集計・公表しています。これにより、漏えい量削減のために他の事業者の取組を参考にすることが可能になります。本項を報告する場合、適切に分類するため、実施内容のうち該当する分類を表Ⅲ-3-2 の「措置の分類」から選択（複数選択可）して記載するようにお願いします。また、分類名に加えて、具体

的な措置を追記することができます。

＜記載例＞

- a.老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新、c.ノンフロン機器の導入
老朽化した機器について、ノンフロン機器への計画的な更新を予定。

⑪ 『5. その他の情報』

この欄には、⑦～⑩の欄に記入していないフロン類の漏えい量の抑制等に関する情報を記入することができます。

平成 29 年度算定漏えい量集計結果から、本項に事業所数・漏えい原因を記載した場合、集計した結果も公表しています。適切に集計するため、可能な限り下記の方法に従って報告いただくようお願いします。事業所数、漏えい原因以外の内容を記載することもできます。

【事業所数】

各事業者の事業規模の目安として、算定漏えい量と併せて事業所数を公表しています。算定対象年度（提出年度の前年度）の事業年度末の全事業所数を記載してください。続けて事業所種類別の数を記載することもできます。なお、事業所の定義は漏えい量算定時の考え方と同様としてください。

【漏えい原因】

各事業者の漏えい原因を整理するため、漏えい原因の分類別に公表しています。主要な漏えい原因を表Ⅲ-3-3 に示す項目から選択し、記載してください。続けて、その原因による漏えい量や具体的な状況等を記載することもできます。

表Ⅲ-3-3 漏えい原因の分類

漏えい原因（選択項目）	備 考	考えられる例
(ア) 製造時の要因	機器の製作不良や設計不良等により漏えいした場合に選択	シールゴム部品の不適合
(イ) 施工時の要因	施工不良等により漏えいした場合に選択	施工時のろう付け不足
(ウ) 使用時の要因	使用者の誤操作や誤判断等により漏えいした場合に選択	使用中の機器の破損
(エ) 整備時の要因	4. 腐食管理不良や検査管理不良等、整備不足により漏えいした場合に選択	整備後のナット締め不足、明らかな腐食・亀裂箇所の整備不足
(オ) 明確な要因が特定できないスローリーク	明確な要因が特定できない場合に選択	経年劣化により発生したピンホール、振動によるバルブの緩み
(カ) その他・不明	(ア)～(オ)のいずれにもあてはまらない場合に選択	－

<記載例>

- （事業所数）60 事業所（うち、総合スーパーマーケット 57、物流センター2、本社施設 1）を保有。
- （漏えい原因）全算定漏えい量 5,620t-CO₂のうち、(エ)整備時の要因（定期点検の際に整備業者が誤って弁操作を行った）で 1,702t-CO₂が漏えい。残り 3,918t-CO₂は(オ)明確な要因が特定できないスローリークによる漏えいであった。
- （漏えい原因）(イ)施工時の要因、(オ) 明確な要因が特定できないスローリークが該当。

⑫ 『担当者（問い合わせ先）』

提供後、行政側から報告内容（記入ミスの確認等）について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。なお、様式第1に記入した担当者(Ⅲ-16 ページ ⑨参照)と同一である場合は記入する必要はありません。

⑬ 『※受理年月日』及び『※処理年月日』

この欄には記入しないでください。

4. 磁気ディスクによる提出

4.1 提出物

磁気ディスクによる提出を行う場合は、以下のものを併せて提出します。これらの提出物の作成要領、記入要領をⅢ-36～39 ページにそれぞれ示します。

(1) 磁気ディスク

(表Ⅲ-2-1 に示す様式第 1 及び必要に応じて様式第 2 の内容を記録したもの)

(2) 様式第 3 の書類

4.2 磁気ディスクの作成要領

(1) 磁気ディスクの種類

磁気ディスクとは、以下に該当するものです。

- ・コンパクト・ディスク (CD)
- ・光磁気ディスク (MO)
- ・DVD

(2) 磁気ディスクへの記録方法

磁気ディスクには、様式第 1 及び必要に応じて様式第 2 として、Ⅲ-11～27 ページ及びⅢ-28～34 ページの記入要領に従って内容を記入した電子ファイルを記録します。

電子ファイルについては、Microsoft 社 Windows10 上で稼働する以下のアプリケーションソフトにより作成します。

1	ワープロソフト	Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
2	表計算ソフト	Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
3	画像	BMP (ビットマップピクチャー) 形式 又は JPEG 形式
4	PDF ファイル形式	

なお、フロン排出抑制法ポータルサイト¹²に掲載されているフロン類算定漏えい量算定ツールを使用して、各様式を作成することもできます。

¹² フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

4.3 様式第3の記入要領

様式第3は、Ⅲ-35ページに示した磁気ディスクとともに提出します。

様式第3は、フロン排出抑制法ポータルサイト¹³からダウンロードすることができます。

様式第3の記入例を図Ⅲ-4-1に示します。

¹³ フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon>

様式第3(第7条関係)

※ 受 理 日	年 月 日
※ 整理番号	⑧

磁気ディスク提出票

① XXXX年X月XX日

経済産業大臣 殿 ②

提出者 住 所 (ふりがな)
〒100-0000
東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
氏 名 (ふりがな)
環境株式会社
代表取締役社長 環境 太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
担当者 部 署 環境部〇〇係
問い合わせ先氏 名 (ふりがな)
環境 良男
電話番号 03-XXXX-XXXX

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 19 条第1項の規定による報告(第 21 条第1項(第 23 条第5項において準用する場合を含む。))の請求)及び第 23 条第1項の規定による提供に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。⑤
本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項 ⑥
ディスク番号1 環境株式会社に係る 様式第1 及び 様式第2
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類 ⑦

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと。
 - 2 宛先の欄には、法第 19 条第1項の規定による報告又は法第 23 条第1項の規定による提供にあつては事業所管大臣、法第 21 条第1項(法第 23 条第5項において準用する場合を含む。))の請求にあつては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。
 - 3 磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 4 磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
 - 5 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 - 6 提出票の大きさは、日本産業規格A4とすること。

図Ⅲ- 4-1 様式第3の記入例

⑪ 『年月日』

磁気ディスク及び様式第3の事業所管大臣への報告（提供）年月日（窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日）を記入します。

⑫ 『あて先』

事業者において行っている事業（2つ以上ある場合は各事業）を所管している大臣名（Ⅲ-40ページ参照）を記入します。

なお、「主務大臣」又は「環境太郎大臣」（個人名）等とは記入しないでください。

⑬ 『提出者（住所、氏名）』

提出者は事業者（企業、団体等）となります。なお、この欄では提出日時点のものを記入します。

『住所』：事業者の主たる事務所（本社等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入します。

『氏名』：事業者名（登記上の名称）及びその代表者の役職名・氏名（ふりがな）を記入します。

⑭ 『担当者（問い合わせ先）』

提出後、行政側から記載内容について問合せをすることがありますので、対応可能な担当者の所属する部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入します。

⑮ 『本文』

下記の記載例に従って記入してください。なお、Ⅳ-98ページの様式をコピーして用いる場合には、該当しない規定行為の部分に取消線を引いてください。

(A) 様式第1のみを記録している場合

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

(B) 様式第1及び様式第2を記録している場合

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

（参考）フロン排出抑制法における規定の概要は以下のとおりです。

法第19条 第1項 : 様式第1の報告

法第23条 第1項 : 様式第2の提供

法第21条 第1項 : 開示請求（様式第1）

法第23条 第5項 : 開示請求（様式第2）

⑩ 『磁気ディスクに記録された事項』

磁気ディスクに記録されている事項を記入します。また、2枚以上の磁気ディスクを提出する場合は、磁気ディスクごとに整理番号を付け、その番号ごとに記録されている事項を記入します。

⑪ 『磁気ディスクと併せて提出される書類』

様式第3とともに提出する磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記入した書類を提出する場合のみ、その書類名を記入します。

⑫ 『※受理日』及び『※整理番号』

この欄には記入しないでください。

5. 報告書等の提出先

報告等に関する書類の提出先である事業所管大臣については、報告等に係る特定漏えい者が行う事業の内容によって判断します。

複数の事業を行っている場合には、従たる事業も含めすべての事業所管大臣に提出してください。なお、複数の大臣が共管する事業を行っている場合も、すべての事業所管大臣に提出してください。

各事業所管大臣が所管する事業は、概ね表Ⅲ-5-1 に示すとおりです。なお、表中で※印があるものは経済産業大臣と共管になります。また、下記一覧によっても事業所管大臣が不明のときは、直接各省庁（表Ⅲ-5-2 参照）にお尋ねください。

表Ⅲ-5-1 事業別所管大臣の一覧(1/3)

事業所管大臣	所 管 す る 事 業
内閣総理大臣	警察庁 ●自動車運転教習所 ●警備保障 ●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣または農林水産大臣と共管） ●質屋 ●中古品の売買
	金融庁 ●特定目的会社（SPC） ●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管 ●投資コンサルタント※ →投資顧問は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管
	子ども家庭庁 ●児童福祉事業 ●障害者福祉事業（障害児を対象とするものに限る。）
総務大臣	●信書便事業（主として信書便物として差し出された物の引受、取集・区分及び配達を行う事業） ●放送業 ●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。） ●通信工事（国土交通大臣と共管） ●宝くじの販売
財務大臣	●酒類、たばこ又は塩の製造、売買または輸入※ ●通関業※
文部科学大臣	●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。 ●著作権に関する事業 ●出版物の製造、製作 ●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要 ●宗教団体、宗教団体事務所 ●学術・文化団体 ●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売 ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）
厚生労働大臣	●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※ ・医薬品（動、植物用を除く。） ・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管） ・医薬部外品 ・食品添加物（農林水産大臣と共管） ・化粧品（研究開発に限る。）※ ・食肉加工製品（農林水産大臣と共管） ・栄養食品（農林水産大臣と共管） ・健康食品（農林水産大臣と共管） ・医療・衛生用ゴム製品（製造についても※） ・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも※） ・眼鏡、コンタクトレンズ ・健康維持用品※ ●飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）とも共管） ●旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの）を除く。） ●洗濯 ●理容 ●美容 ●公衆、特殊浴場 ●映画館※ ●劇場 ●興行場 ●臨床検査 ●社会保険、社会福祉事業（更正保護事業、児童福祉事業、障害者福祉事業（障害児を対象とするものに限る。）を含まない。） ●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業 ●労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管） ●民営職業紹介事業 ●労働者派遣事業 →船員については国土交通大臣専管

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ- 5-1 事業別所管大臣の一覧(2/3)

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
農林 水産 大臣	●農林水産（畜産を含む。） ●農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入※ ●次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップまたは、たる・おけ材は※）、売買（機器、加工真珠または木材チップは※）、または輸出入※、リース※ <u>・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管）</u> <u>→飲食料品を主に販売するスーパー、小売業は農林水産大臣所管。百貨店・総合スーパーは経済産業大臣専管</u> ・食用アミノ酸 ・グルタミン酸ソーダ ・イーストまたは酵母剤 ・動植物油脂 ・飼料 ・氷 ・肥料※ ・農薬（厚生労働大臣と共管） ・動、植物用医薬品 ・動植物用医療機器 ・農機具※ ・温室 ・園芸用品 ・生糸 ・麻のねん糸 ・木材 ・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。） →塗装した単板・合板は経済産業大臣専管 ・真珠（養殖・加工剤を含む。） ・装身具（真珠を含む場合に限る。）※ →装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管 ・栄養食品（厚生労働大臣と共管） ・健康食品（厚生労働大臣と共管） ・なめし前の皮※ →なめし皮は経済産業大臣専管 ・精洗前の羽毛※ →精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には含まれないが、農林水産大臣所管となる。 ・食品添加物（厚生労働大臣と共管） ・食肉加工製品（厚生労働大臣と共管） ●農林園芸用施設の資材の製造販売 ●木材薬品処理業※ ●造園業 ●給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要） ●動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管） ●競馬場
経済 産業 大臣	●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管または他の大臣間の共管の事業以外の事業 このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照してください。 経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業のすべてではありません。） ・航空機（製造、卸売、輸出入） ・自動車（製造、卸売、輸出入） ・武器（製造、売買、輸出入） ・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入） ・フィルム（製造、売買、輸出入） ・貴金属（アクセサリ）の加工 ・新聞業 ・印刷業 ・総合リース業 ・クレジットカード業 →キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管 ・娯楽場、遊戯場 →風俗営業は内閣総理大臣と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要 ・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場または競輪場 →飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管 ・健康開発事業 →健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要 ・スポーツ・プロモーション ・興信所 ・広告、宣伝 ・経営コンサルタント業 ・コンピューター要員の研修（経済産業大臣専管） ・集金代行 ・競輪・オートレース場 ー原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。 ー原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管 ー油脂は石油に含まれません。 ー加工は製造に含まれます。

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ- 5-1 事業別所管大臣の一覧(3/3)

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
国土 交通 大臣	●運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管） ●梱包※ ●港湾運送関連事業 ●廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。） ●サルベージ ●船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、船用機器の製造（船舶専用でないものは※）、売買※、輸出入※またはリース※ ●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナを含み、自動車または原動機付自転車を除く。）の製造、売買※またはリース※ ●自動車の小売※、リース※ ●自動車ターミナル →自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●航空機の整備 ●国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの） ●倉庫業 ●遊園地 ●自動車道事業 ●建築士 ●鉄道業 ●船舶仲立（貸渡・売買・運航委託の斡旋） ●海事業務（検数・検量・鑑定等） ●自動車の整備 ●自動車の競走場 ●モーターボート競艇場 ●気象観測・予報等 ●測量業 ●下水道業 ●上水道業 ●不動産業 →J-REIT（日本版不動産投資信託）は内閣総理大臣（金融庁）所管
環境 大臣	●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管） ●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管 ●温泉供給業

（注１）学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

（注２）国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体については、事業所管大臣は、原則として報告等を行う事業所又は特定漏えい者における主たる事業の内容によって判断します。
ただし、教育委員会及び都道府県警察本部については、下表の右欄に掲げる大臣を主たる事業を所管する大臣とします。

1	教育委員会（事務局、学校等の算定漏えい量）	文部科学大臣
2	都道府県警察本部	内閣総理大臣（警察庁）
また、事業内容の判断が困難である場合には、以下のとおりとなります。		
1	国の機関（官庁のオフィス等の算定漏えい量）	当該機関の属する府省の長たる大臣
2	独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣
3	地方公共団体（県庁等のオフィスの算定漏えい量） ※地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条に規定される公の施設のうち、指定管理者を定めている施設に関する算定漏えい量の算定・報告を行う主体は、当該施設を設置する地方公共団体となります。	環境大臣・経済産業大臣
4	地方公営企業 （地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）第 46 条に規定する公営企業のうち次の事業 水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業（臨海土地造成事業を除く）、公共下水道事業）	当該地方公営企業に係る事業を所管する大臣

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

表Ⅲ- 5-2 フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先	
内 閣 官 房	内閣総務官室	〒100-8968 千代田区永田町 1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 85192)	
内 閣 府	大臣官房 企画調整課	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 38108)	
宮 内 庁	管理部 管理課	〒100-8111 千代田区千代田 1-1	TEL : 03-3213-1111 (内線 3495)	
警 察 庁	長官官房 企画課	〒100-8974 千代田区霞が関 2-1-2	TEL : 03-3581-0141 (内線 2137)	
金 融 庁	総合政策局 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8967 千代田区霞が関 3-2-1	TEL : 03-3506-6000 (内線 2739)	
こ ども 家 庭 庁	成育局 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8914 千代田区霞が関 3-2-5 霞ヶ関ビルディング 21 階	TEL : 03-6771-8030	
総 務 省	大臣官房 企画課	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	TEL : 03-5253-5111 (内線 21095)	
法 務 省	大臣官房 秘書課	〒100-8977 千代田区霞が関 1-1-1	TEL : 03-3580-4111 (内線 2888)	
外 務 省	大臣官房 会計課	〒100-8919 千代田区霞が関 2-2-1	TEL : 03-5501-8000 (内線 2800)	
財 務 省	理財局 総務課 たばこ 塩事業室	〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1	たばこ事業、 塩事業、通関 業等	TEL : 03-3581-4111 (内線 2259)
国 税 庁	課税部 酒税課	〒100-8978 千代田区霞が関 3-1-1	酒類業	TEL : 03-3581-4161 (内線 3394)
文部科学省	大臣官房 文教施設企 画・防災部 施設企画 課	〒100-8959 千代田区霞が関 3-2-2	TEL : 03-5253-4111 (内線 3696)	
厚生労働省	政策統括官 政策統括 室	〒100-8916 千代田区霞が関 1-2-2	TEL : 03-5253-1111 (内線 7744)	
農林水産省	大臣官房 環境バイオ マス政策課	〒100-8950 千代田区霞が関 1-2-1	TEL : 03-3502-8111 (内線 4315)	
経済産業省	製造産業局 化学物質 管理課 オゾン層保護 等推進室	〒100-8901 千代田区霞が関 1-3-1	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711)	
国土交通省	不動産・建設経済局 不動産業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	不動産業 (貸 事務所業、不 動産管理業)	TEL : 03-5253-8111 (内線 25129)
国土交通省	不動産・建設経済局 建設業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	建設業	TEL : 03-5253-8111 (内線 24755)
国土交通省	自動車局 貨物課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	貨物自動車運 送事業	TEL : 03-5253-8111 (内線 41322)

第Ⅲ編 フロン類算定漏えい量の報告方法

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先	
国土交通省	総合政策局 物流政策課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	倉庫業、冷蔵 倉庫業	TEL：03-5253-8111 (内線 25323)
国土交通省	港湾局 港湾経済課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	港湾運送業	TEL：03-5253-8111 (内線 46834)
国土交通省	鉄道局 施設課 環境対策室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	鉄道業	TEL：03-5253-8111 (内線 40834)
国土交通省	鉄道局 技術企画課 車両工業企画室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	鉄道車両工業	TEL：03-5253-8111 (内線 57864)
国土交通省	航空局 航空戦略室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	航空運送業、 航空機整備 業、飛行場業	TEL：03-5253-8111 (内線 49258)
国土交通省	水管理・国土保全局 上下水道審議官グループ 上下水道企画課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	水道業、 下水道業、 下水道管理者 (地方公営企 業に限る。)	TEL：03-5253-8111 (内線 34113)
国土交通省	観光庁 観光産業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	宿泊業	TEL：03-5253-8111 (内線 27314)
国土交通省	事業を所管する課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	上記以外の業 種	TEL：03-5253-8111 (代表)
国土交通省	総合政策局 環境政策課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	(提出先が不明の場合)	TEL：03-5253-8111 (内線 24411)
環 境 省	地球環境局 地球温暖 化対策課 フロン対策 室	〒100-8975 千代田区霞が関 1-2-2	TEL：0570-055-520	
防 衛 省	地方協力局 環境政策課	〒162-8801 新宿区市谷本村町 5-1	TEL：03-3268-3111 (内線 36365)	

※2024 年 4 月現在